

平成27年

第19回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成27年第19回教育委員会会議録

1 期 日 平成27年12月11日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後3時00分

4 閉 会 午後3時41分

5 出席委員 岩佐 信宏

北林真知子

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 今井 一

教育次長 鎌田 信

総務課長 佐藤雅彦

施設整備室長 田松和彦

教職員給与課長 碓屋裕一

幼保推進課長 小柳公成

義務教育課長 佐藤昭洋

高校教育課長 安田浩幸

特別支援教育課長 西嶋崇広

生涯学習課長 沢屋隆世

文化財保護室長 近江谷正幸

保健体育課長 木浪恒二

7 会議に附した議案

報告第11号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告について

議案第12号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告について

8 承認した事項

報告第11号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告について

議案第12号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決
処分報告について

9 報告事項

・秋田県立大館桂桜高等学校の校章図案について

10 会議の要旨

【岩佐委員長】

ただいまより、平成27年第19回教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名員は2番田中委員と3番長岐委員にお願いします。

【岩佐委員長】

はじめに、報告第11号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第11号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

施設整備室の予算で、事業名では建設事業関連家屋事後調査費となっておりますが、今回、補償費を支払うということですね。これはいつも調査費という名目でやっているのですか。

【施設整備室長】

事業の名称は調査費という名称でございまして、6月補正予算で調査費をいただいております。その調査費をいただいて調査をした結果、補償費を支払うことになりました。

【田中委員】

一つの事業名の中で、調査から補償費の支払いまで全て行われるということですね。

【施設整備室長】

そうでございます。

【田中委員】

保健体育課の学校保健・学校安全管理事業の日本スポーツ振興センター医療費等給付金についてですが、これは昨年度、申請されなかったという事案もありましたが、毎年だいたい同じくらいの給付額なのですか。それとも年度によって、かなり多かったり少なかったりという違いがあるものですか。

【保健体育課長】

やはり年度によって違いまして、今年が特に多かったというわけではありません。近年では平成23年度に多かったということはございます。治療に要する期間が長ければ、事故が起こった

のが前年度であっても支給が次年度になるなど、年度を跨いで支給するということがあります。

【岩佐委員長】

他にございませんでしょうか。

それでは、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、報告第11号を承認します。

次に、報告第12号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長・教職員給与課長】

報告第12号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

議案になっているのは、専決処分についての報告ですよね。議会ではいつ議決される予定で、公布の日は議会で議決されて、その中にいつというふうには書き込まれるのですか。

【教職員給与課長】

12月8日に条例案を追加提案させていただいて、12月22日に議決される予定となっております。即日公布、施行される予定となっております。

【長岐委員】

平たく分かりやすくとなると、議会で審議されて22日に議決されれば、公布は即日だけでも、適用は、ボーナスはもう支給されていて、その分の追加分が出るというところまで含んでいるのですよね。それが適用だということですね。

これは議会に提示してしまえば、だから報告なんだけれども、撤回できないはずですよね。いつも予算に関しては教育委員会で報告しているけれども、決めるところは議会なのだから、議会に提示してしまえば、これは動かすことはできませんよという前置きで。だけれども内容的にはこうで、スケジュールはこうなっていますと。具体的には、ボーナスは出たけれども、この条例が決まれば遡って差額分が出ますよと。それはいつ頃の支給になるのですか。

【教職員給与課長】

年内支給というところで準備をさせていただいております。

【長岐委員】

案だけを見ているような感じなので、議会の流れと一緒に、そういう流れを説明してもらったほうが分かりやすいように思います。

【北林委員】

今の長岐委員のご説明というのがベストなのでしょうか。ベストなのはもっと早くということでしょうか。

【長岐委員】

ベストなのはもっと早くということですが、それは物理的に無理な場合がありますし、期間的に無理ではない場合も慣例で専決になっていますね。議会に提案する前に協議会などでもんでいるので、なにもいいと思いますけれども、人事委員会の勧告があつて、それに従って横並びで動いている話です。予め専決しなくてもいいときは、教育委員会にかけることが理論上はベストかと思えますけれども、実務的には今のような説明があれば、委員の皆さんもよりベターだと思います。こういう意見ですね。

【総務課長】

今回、2件の専決処分について報告をして、その承認をいただきたいということですが、その場合でもなるべく協議会などの場で中身については説明してきたつもりですし、タイミングさえ合えば、この場で予算議案としてかけることができるのですけれども、実際問題として、なかなか財政課との直前までの詰めなどがありまして、こういった形になってしまうのは申し訳ないのですが、中身についてはこれからもきちんと説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【田中委員】

給料表が二つありますが、一つ目の給料表は第1条による改訂で、二つ目は第2条による改訂のものかと思ってみていたのですが、それでよろしいでしょうか。最終的には、二つ目の給料表が適用になるということでしょうか。

【教職員給与課長】

一つ目の給料表は、12月に改訂して、4月1日に遡って適用になるものです。二つ目の給料表は、来年1月1日から適用される給料表となります。

【北林委員】

地域手当の級地区分の定め方の根拠は何でしょうか。

【教職員給与課長】

基本的には、民間給与を調査いたしまして、民間給与の高いところについては、地域手当を高く設定しています。この度、給与の地域間格差があるということで、支給割合を上げておるところでございます。

【北林委員】

元々は、民間給与を参考にしているということなのですね。

【岩佐委員長】

他によろしいでしょうか。

それでは、特になければ承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、報告第12号を承認します。

次に、報告事項に入ります。「秋田県立大館桂桜高等学校の校章図案について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「秋田県立大館桂桜高等学校の校章図案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

校章は必ずしもカラーではないこともあると思うのですが、例えば学生服のボタンに使うなど、白黒版もごございますか。

【高校教育課長】

最近の学校は、意外とカラーが多いと思っておりますが、バッチなどカラーでできるものはカラーで作るのが主流です。ただ、場合によって白黒がいいという場面があれば、白黒版というものもあるのではないかと考えております。

【長岐委員】

校歌の作曲を依頼されているということでした。校歌が完成したときは、音声を聞かせていただきたいと思います。

【高校教育課長】

そのように考えたいと思います。

【岩佐委員長】

他にございませんか。

特になければ、その他、何かございませんか。

【長岐委員】

某出版社の教科書の件で、金をもらった校長などがいるやに報道されています。今までの報道では、秋田県は関係していないということのようですが、そういう事案がないならないで、今の段階でクリーンにしておいた方がいいのではないのでしょうか。

【義務教育課長】

なかなか個々に確認することは難しいのですが、私どもで知り得ているところでは、三省堂が発表した中には秋田県は入っていないというところの確認しかできておりません。

【高校教育課長】

高校も同様で、そういったことに関わっているという情報は入ってきていないという状況です。

【岩佐委員長】

他にございませんか。

北林委員が12月22日をもって任期満了により退任されます。北林委員は、平成19年12月から平成27年12月までの8年の長きにわたって教育委員を務められ、その間、4期4年間にわたって委員長を務められました。また、全国都道府県教育委員会連合会においては、北部ブロックを代表して理事を務められておりました。北林委員の秋田県の教育における功績は誠に大きいものであります。ご退任後も益々のご活躍をご祈念申し上げます。

それでは、北林委員から退任のごあいさつをお願いします。

【北林委員】

皆様、本当にお世話になりました。まず無事に8年間を過ごさせていただきましたのも、先ほど皆さんの課室を回らせていただきましたが、皆様のご準備やご説明、私どもに教えていただいたこと、様々なご支援のおかげであったと思っております。また、会議で懲戒処分の議題を扱うたびに、間違いは、ちょっと何かが狂うと自分の身にも起こらないとは限らないことで、8年間、間違いを起こさず務めていかなければならないと、その度に思っておりました。失敗はいろいろとありましたけれども、無事に務めを果たすことができますこと、本当にありがたく感謝の気持ちでいっぱいです。

そしてまた一言で言うと、楽しかった8年間でした。この仕事はもちろん振り返ってそれを未来に役立たせるということもあるのですが、本当に将来を見据えた前向きな夢のある仕事で、後ろ向きなことが一つもない、全てが前向きであり、そういう仕事に携わることによって、私自身がここで成長させていただくことができました。それが楽しかったことの一歩大きな要因ではな

いかと思っております。この仕事に就かなければ、今の自分はなかったと思っております。この8年間本当に育てていただいた皆様方に感謝申し上げます。

ここを退任するにあたって、ずっと心配し、これからも心配していくことがあります。皆様もご承知のとおり、人工知能の時代に突入して、どんどんそれが実社会で使われるようになってきています。10年後には日本の事務系の仕事は半分になると言われていて、就職してもその仕事を一生続けられない、むしろ転職しなければならない人が多く出てくる、そういう世の中になると思います。そういうときに、自分の頭でどうすればいいかということ柔軟に考えて、そして考えた結果を行動に移せる人を育てていくという大きな仕事が教育委員会に課されているものと思っております。

そのことを考えますといつも思い出すのは、私たち人間が万物の長として世の中に存在しているのは、様々な生物の中で、猿が木に登るという行動を起こしたからだということです。大森山動物園の園長から伺ったお話です。それまでは猿も地べたで暮らしていたけれども、自分よりも強い動物にやられる危険性について、木の上だったら自分たちよりも強いものが登ってこられないし、寝床もあるし、食べ物もある。自分たちの安全を守るために木に登るという変化を受け入れた猿が、ずっと亡びずに歴史を刻んだということでした。

つまり、変化できるものだけが生き残れるということですね。これは私どもにも大きな教訓になるものと思っております。ことある毎にこの言葉を思い出しております。私も変化を続けていきたいと思えますし、また、秋田県の人々が変化を遂げ、世の中を乗り切っていく力を付けていくためにも、皆さんに、まだ一頑張りも二頑張りもしていただかなくてはならないと思えます。皆さんもどうかお元気で。本当に8年間ありがとうございました。

【岩佐委員長】

ありがとうございました。

なお、北林委員退任後、委員長職務代理者は、秋田県教育委員会会議規則第6条により、田中委員になりますので、よろしく願いいたします。

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。